

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月1日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第14号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（小切手による収入の納付における小切手の支払地の属すべき区域）</p> <p>第25条 地企令第21条の3第1項第1号の企業長が定める区域は、<u>全国の区域</u>とする。</p> <p>（資金前渡できる経費）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2）～（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）</u> 両替手数料及び振込手数料（<u>第16号</u>に掲げるものを除く。）</p> <p><u>（7）～（19）</u> （略）</p>	<p>（小切手による収入の納付における小切手の支払地の属すべき区域）</p> <p>第25条 地企令第21条の3第1項第1号の企業長が定める区域は、<u>納付しようとする出納取扱金融機関等の店舗が加入している手形交換所の交換取扱地域（当該交換取扱地域と同一日に交換決済できる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）</u>とする。</p> <p>（資金前渡できる経費）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 貸金の支払に要する経費</u></p> <p><u>（3）～（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> 両替手数料及び振込手数料（<u>第17号</u>に掲げるものを除く。）</p> <p><u>（8）～（20）</u> （略）</p>

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。